

互助組合(現職組合員)事業一覧表

互助組合
(082) 228-1386

互助組合では、現職組合員を対象とする事業として令和5年4月1日現在で次の給付事業・貸付事業・福祉事業を実施しています。また、文化振興を目的とする公益事業を実施しています。

《給付事業》

■ 自動給付

■ 請求払(共済組合へ請求)

■ 請求払(互助組合へ請求)

事由	給付名	給付要件	給付内容	主な必要書類
病気負傷	医療給付金 ■	組合員が、共済組合から療養の給付を受けたとき	((保険適用の診療費用-共済給付額)-2,500円)の5割	※自動給付
	家族療養費 ■	組合員の被扶養者が、共済組合から療養の給付を受けたとき	((保険適用の診療費用-共済給付額)-2,500円)の5割	※自動給付
	傷病手当金 ■	組合員が、共済組合から傷病手当金の給付を受けたとき	初回のみ50,000円	●㊦傷病手当金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
	治療見舞金 ■	組合員が、次の人工臓器等の装着又は血友病等の治療を受けているとき ○人工肛門、人工膀胱及び心臓人工弁の装着 ○心臓ペースメーカーの施術時 ○慢性腎疾患による人工透析 ○血友病及び原発性肺高血圧症の治療	年額50,000円	◎㊦治療見舞金請求書 ●医師の証明
出産	出産手当金 ■	組合員又は被扶養配偶者が、出産したとき	1児につき10,000円	(様式第62号又は第62号の2) ●㊦出産手当金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
介護休暇	介護休暇手当金 ■	組合員が、介護休暇を取得したとき	該当年度の4月1日時点での年齢が、 45歳未満の組合員:日額5,000円 45歳以上の組合員:日額7,000円 介護休業手当金の給付終了の翌日～通算120日まで給付	◎㊦介護休暇手当金請求書 ●出勤簿・休暇簿の写し
退会	退会給付金 ■	組合員が、退職(組合員資格を喪失又は共済組合員証番号が変更)したとき(互助組合に加入するものであって、「県費負担職員のうち正規職員」、「広島市費職員」、「広島市以外の市町費等職員のうち常勤職員・会計年度任用職員(会計年度フル13月目以降)」の場合に提出)	次の①から③までの合計額 ①特別退職給付金 平成16年3月までに納付した一般掛金(給料月額10/1000)の総額から、リフレッシュ厚生計画事業付加金及び家族療養費を控除した額(平成16年3月31日時点で算定した額)の9割 ②生涯福祉給付金 組合員期間中に納入した生涯福祉掛金(給料月額2/1000)の総額 ③特別返還金 組合員期間中に納入した退職医療掛金(給料月額2/1000)の総額	◎㊦退会給付金請求書 ●通帳の写し
	死亡	死亡弔慰金 ■	組合員が、死亡したとき	1,000,000円
死亡	家族死亡弔慰金 ■	組合員の被扶養者が、死亡したとき	被扶養配偶者 300,000円 その他の被扶養者 20,000円	●㊦家族死亡弔慰金請求書 ※ 共済組合共通様式(共済に提出)
	遺育英資金 ■	組合員が死亡したときに、学校に在籍している18歳以下の遺児があるとき	(毎年給付) 該当年度の3月31日時点での遺児の年齢が、 0歳から12歳 年額 60,000円 13歳から15歳 年額 96,000円 16歳から18歳 年額 168,000円	初年度 ●遺児育英資金受給申請書 ●遺族確認書 ●在学証明書 次年度以降 ●現況報告書